

場所にある。原発事故後、半の地域が警戒区域に指定され、立ち入りを制限された。東日本大震災と原発事故による間もなく二年を跨ぐ間に、町内は寺の周辺を含む大半の地域が警戒区域に指定され、立入りを制限された。東日本大震災と原発事故による間もなく二年を跨ぐ間に、町外に避難した檀家（だんか）十八人が自家に戻れないまま、他界した。季節がめぐる中で、墓地には草が生い茂り、そして枯れた。墓地の除染は、まだ始まっていない。

早川は今、いわき市の  
借り上げアパートで暮ら  
す。寺には月に一回ほど  
帰る。  
池で飼っていた体長  
〇〇㌢のマイタイなど、「  
イ七匹が持ち去られた。  
さい錢箱は箱ごと盗まれ  
た。

裁判所は原発の危  
性を、なぜ認めなかつ  
たのか。早川は、四十年  
く前から原告として関  
つた訴訟を思い起こす。



本尊があった場所を見詰める早川さん。その手前には納骨できない遺骨が安置されている=横葉町・宝鏡寺

## 訴え続けた不安 現実に

**司法判断**

**福島と原発**

**第12部 国策への異議①**

3・11 大震災

櫛葉町大谷の宝鏡寺は、東京電力福島第一原発から南西に約十五キロのい。寺の本堂には、納できない遺骨が安置さている。

寺の本尊は頭陀院(あ)昭和四十九年四月  
みだ)如来立像。鎌倉時代の作品と言ひ伝えられ、町の重要な文化財に指定されている。早川は、  
盜難から守るために、避難先のアパートに運んだ。その際、本尊をやむ  
は檜町と高町にまたがる東京電力福島第二原発1号炉の設置を許可した。寺から數ヶ所の場所が  
翌年1月、浜通りの住民四百四人は設置許可の

取り消しを求める訴えを起こした。福島原発訴訟」と呼ばれ、早川は原告団の事務局長を務めた。

原告団は当初、県が福島第二原発の建設に伴う公有水面の埋め立てを許可したことに対する、県と相手取り、埋め立て免許の取り消しを求めて提訴していた。五十三年六月、福島地裁は訴えを退

「福島原発訴訟」は五  
十九年七月、一審の福島  
地裁で原告の請求が棄却  
された。早川らは仙台高  
裁、最高裁まで訴えを続  
けた。平成四年十月、最  
高裁は上告を棄却した。  
「国への手続き、判断に不  
合理な点はない」との結  
論だった。

たとき、福島第一原発事故が起きた。避難、放射線、失われた絆…。早く悔しさをにじませる。

書の広がりは、国や電力会社の想定をはるかに超えた。住民が発した異議の軌跡を追ひ、原発に象徴される国策と科学技術、司法の関わりを探る。

「一せな、また詫訝をあらへて、こす事態になつてしまつたのだろう」  
橋葉町の宝鏡寺住職、早川篤親(よしの)の胸中に、は、やりきれなさが込み上げた。  
昨年十二月初め、早川は、福島原発避難者訴訟原告団の団長として、

敗訴20  
の書記が確求、事危いない。無念を晴らし  
い）。早川は新たな訴の理由を語った。

20年、新たに訴えた産業都市の区域に指定され、企業が次々と立地した。日本経済が活況を見える一方で深刻な公害が全国で社会問題となっていった。「四日市ぜんそく」

な闘い

る富岡町でも「公書から  
島第二原発の建設を計画  
していた。」

立高教組の仲間で、いま市の平商高の理科教を務めていた小野田三（モ）が加わっていた。二つの会が合流するで、昭和四十八年九月「原発・火発反対県連」避難思ひ

2人  
を向けて作業着て、企業はコスト削減を優先させて十分な安全対策をしていない。早川の手元には、専門家の講演記録が今残る。  
「多くの住民が立ち上がりて国を動かすしかないと」。早川らは活動を開始した。(文中敬称略)

## 避難者の無念晴らす

## 福島と原発

故によつて、現実となつた。避難者訴訟の原告団には、福島第一原発から三十キロ内の住民らが参加している。「避難者の苦しみを東電は分かつて

国語教諭を務めていた。

などの公害訴訟が相次いだ。昭和四十六年三月、楢葉町といわき市の間にある広野町の町議会は火力発電所の誘致を決議し

避難者訴訟原告団の記者会見で、  
思いを語る早川さん(前列左から  
3人目)――平成24年12月、いわき市

会」が発足した。連絡会は、後に「福島原発訴訟」の原告団につながる。





(3)

2013年(平成25年)2月10日(日曜日)

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

東京電力福島第一原発事故で被災した本県など、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起訴。その訴訟を寄付された父の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖縄県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆院議員を務めた安田純治(元)がいた。

## 庶民の権利守りたい

裁判に向け参加者募る



「福島原発訴訟」を振り返り、裁判資料に目を通す安田さん

3・11大震災  
福島と原発  
第12部 国策への異議⑥

一人一人がばらばらに賠償を請求すれば、賠償内容もばらばらになる。場合によっては、被験者は炭鉱や旅館で働き、紙面居などの仕事にも携わる。高齢者たちは、高校教師で富岡町の小学校にて野田三歳(せき)らが参加していた。翌四十九年、連絡会は裁判への取り組みを本格的に始めた。浜通り各地の公民館や集会所などで

裁判官と雑談を交わす仲となった。ある日、いつも通り書記官室で資料を書き写していた時

声を掛けられた。顔なし

みの書記官だった。「俺も学歴がないけれど、一緒に司法試験を受けないか。教養試験に受けな

ば、司法試験を受験で

きる」

小作争議で小作人の支

援を受けた父の姿を目の

立てる許可した。

二ヶ月ほど前に政府主

催で、福島第一原発の公

聴会が福島市で開かれて

守れるから……」

や金持ちは自分で権利を

守れるから……」

金持ちは自分で権利を

伊東は原発問題住民連活動全国連絡センターの代表委員。シンポジウムでは、「原発を巡る自治化と運動」をテーマに掲げた分科会の報告者を務める。

■広がらない活動  
原発が立地する以前の立場で原発問題を取り上げ続けてきた歩みが記されている。

期待の方が上回っていなかった」。福島原発訴訟で原告団長を務めた富岡町の小野田三藏さんは、仲間と取り組んだ活動が地域全体に広がらなかつた要因の一つを振り返る。

**人同体**“が  
1号機が着工した。双葉  
郡を中心とする相双地元  
の住民は原発の建設現場を  
や、関連企業で働くなどして  
原子力産業と関わる人が大  
増加した。  
伊東は当時の原発推進

**多數派** も見えると、偏つていて、活動として攻撃される。共産党が関わっていると、住民が言われると、「住民がめらう傾向がある」と述べ分析する。

話があつて「おまえ、力の弁護士」の話を聞くただろ」と言われたんだす。弁護団長だった島市の弁護士、安田純（icus）はミニ集会に参加した住民から後日、そういふられたことを記憶しげられたことを記憶している。

も思い起こす。原告を  
るために住民を対象と  
たミニ集会が開かれる  
江町の集会所に向かう  
中だった。地元の支援  
が用意した乗用車の後  
座席に乗り、夜道を走  
っていた。バックミラーに  
ずっと同じ車のヘッド  
ライトが見えた。(地元)

者に對して、その親や、職場の同僚など係者を通じた「切り工作」が行われた。う。「推進派の誰かが会の参加者を把握するために、私を尾行してのではないか。安田

3・11震災  
大震災  
いわき市議や県議を務めた伊東達也(やは)は、福島市で三月に開かれる日第12部 福島と原発  
國策への異議⑧  
る。その原稿の素案に、福島原発訴訟をはじめ共産党の市議や県議な

人きな期待

わるべし。県外の建設現場などへ出稼ぎに向かつた。県内の他地域に比べ「貧しい地域」といわれ、福島第一原発の1号機双葉郡を含む相双地方の地域開発は県政の大きな課題の一つだった。

「原発への不安よりも象となった福島第二原発」

福島原発訴訟が始まると、昭和五十年、東京電力は既に商業運転を開始していた。残る3つの6号機も建設が進んでいた。十一月には訴訟の対

の動きについて「行政経済（元請けの建設会社などによる）『原子力利点共同体』が形作られ、この共同体が地域の多数の住民によって構成した」と指摘する

長年、原発問題に携わってきた伊東さん。いわき市の自宅には原発事故から2年近くが過ぎた今も多

し請求訴訟は、愛媛県の  
四国電力伊方原発1号  
炉、茨城県東海村の日本  
原子力発電2号炉に次い  
で三番目だった。

■津波を指摘

訴状に名を連ねた原告  
安田は、原告が純粹に  
発に不安を抱く地域住  
だつた福島原発訴訟の  
徴を強調する。

原告は訴状で、政府  
審査基準について「地  
・津波・航空機墜落な  
事故後、東電は原発事故  
告の中に県外の活動家が  
わき市から新町までの  
浜通りの住民だった。「行  
政訴訟にありがちな原  
印紙代金めぐらしが、  
団は四百四人。全員がい  
の可能性からみて立地適  
正の検討は十分でない」  
と主張した。

について「津波は想定だった」としている。田は「四十年近く前の状で既に津波の可能性指摘していた」と話す。

福島原発訴訟の印紙代三千三百円ほどだった全員分を計算したところ百数十万円に上った。「多くの貧しい原告は払えない」。裁判所から出した予想外の注文に、

田ら弁護団は苦慮告団の人数を絞り込もうとすら検討した。  
「個人個人が経利を訴えているケーラー、それぞれ印紙代を払うのも分かるが、訴訟には当てはまるはずだ。安田は粘る裁判所と交渉を続行最終的には原告一人が印紙代を支払う必定だと判断され、直百四人で裁判を始めとなつた。安田はこれまで言われたことかかったことを突然、所が主張してきたのいたのを覚えていて述懐する。(文中敬称)

3.11震災

## 福島と原発

第12部 国策への異議①

控訴棄却は、原告の住民にどうって予想していたが、法廷は範囲内だった。平成二年三月二十日午後一時半すこしていなかった。法廷はが響いた。裁判長は判決を読み上げた。その理由を読み上げた。それで、裁判長の静かな声が響いた。

# 安全性判断に限界も

途中で、原告も傍聴者の大きな注目を集めた部分があった。「原子爆弾を落とした国は、なぜか、國民が原子力と聞けば、猛烈な拒否反応を起こすのはもともとである」

直後、裁判長の口から出た言葉は、誰もが予想

3.11震災

## 福島と原発

第12部 国策への異議①

途中で、原告も傍聴者の大きな注目を集めた部分があった。「原子爆弾を落とした国は、なぜか、國民が原子力と聞けば、猛烈な拒否反応を起こすのはもともとである」

直後、裁判長の口から出た言葉は、誰もが予想

途中に、原告も傍聴者の大きな注目を集めた部分があ

った。「頭を冷やせ

てことか。われわれの活動を何だと思っているのか。ふざけていい」と

安田は法廷で憤慨した。

だが、司法が下した二

度目の結論も、政府の安

全審査を追認する形とな

した。しかし、仙台高

裁の判断は「原発の設

置可是、国が原子炉の

安全性に関する専門技術

的裁量をもつて判断す

る。国が設置許可を出し

たことは違法性がない」とした。

一方で、判断は「本件

環ポンプを製造してはな

らない。エルノブイ

は原発そのものが安全

が確保されていると認め

たことに違法性がない」とした。

一方で、判断は「本件

環ポンプを製造してはな

らない。エルノブイ

は原発そのものが安全

が確保されていると認め

たことに違法



そこは宮城県石巻市にある自らの法律事務所にいた。

判官を務めていたとき、福島第一原発の設置許可をめぐる「福島原発訴訟」に関わった。審理は、裁判官三人による合議制で進められた。木原は、裁判官として長から見て、その左側に座る「左陪席」の裁判官

# 当時の争点振り返る

年後の昭和四十一  
年、府が1号機の原子  
炉を許可した。

年、政  
炉設置  
りが選  
原は宣  
律雜誌  
原發行  
通原書  
二年余

書類の訴訟の判決文に目を  
論議で審理が行われて  
遅ぎた今年一月、木  
原の事務所で、法  
院に掲載された福島

木原は福島第一原  
故の決定的な原因が  
波による全電源喪失  
あつた、と後日、知つ  
「あまりにも初步歩の  
スではないか」と警  
隠せなかつた。

学技術的問題にも实体的に踏み込んで審理できる」と主張し、司法が原発の安全性を「學上」検証するよう求めた。

や許可当時の科学技術水準に合い、合理性を持つかどうかを審査する」と司法判断に一定の範囲を示した形となつた。

最高裁も福島原発訴訟と同時に出した伊方原発裁判所の審理対象を「行政側の審査基準に不合理

**裁判官**

**に心理的重圧**

脱税などの事件では、國税庁の専門職員が東京地裁や東京高裁に出向し、調査官として助言するケースがある。

■統治制

裁判官は、法学部など  
の文系出身者が多数を占  
て、「政府など  
えていない裁  
判みづらいの  
ころだった」

判官は「口を  
が正直など  
も

だ」と指摘されたことが  
ある。

木原は、ある裁判を例  
に挙げ、「政府を困惑させ  
人事があつたと思う。」眞

福島原  
われた仙



「原発訴訟では裁判は心理的に重圧を感じる」木原は、高度で専門的な科学技術や、統制度をテーマにした訴訟で、裁判官が置かれる厳しい立場を説明する。

# 審理支える態勢不足

## 福島と原発 第12部 国策への異議⑯

# 福島と原発

■ 専門知識 「原発についての専門的で、分からぬ事柄がある」との見解を示した。

3·11  
大震災

福島と原発

「何い道話へ見付  
るかどうか」ヒ  
示した。

この見解を事件に

必要とされる「特許」には、特許庁から理が仙台高裁いた当時、原



福島原発訴訟の控訴審判決が言い渡された仙台高裁の法廷=平成2年3月

来の人事につき不利益を受けたくない気持ちが懇切に感じられ、反体制的な判断は出しがらないのではと思ふ。

いか」と弁明する。  
木原は山形地裁に勤務した昭和五十年代前半、労働問題をめぐる訴訟で、原告の労働側にて有利な判決を下した後、一部有利な判決を下した後、体験がある。体制の根幹で、に触れるような問題では、なかつたから…」と振返る。